

忘れていませんか？

…介護保険料（普通徴収／第4期分）…

平成24年度介護保険料普通徴収第4期分の納期限は10月31日です。

普通徴収（個別納付）の方は、すでに介護保険料第1期～第4期の納期限が過ぎていきますので、もう一度納付書をご確認願います。

ぜひ、みんなの老後をみんなで支え合うため、介護保険料の納入にご協力ください。

■未納者には督促状を發布

納期限が過ぎても保険料を納付されていない方には、督促状を發布いたします。

督促状が發布されると督促料（100円）がかかります。また、お心当たりの方はご注意ください。

■特別徴収は年金から

保険料の徴収方法が特別徴収（年金から天引き）の方は、通知された金額を年金支給時に差し引かれることになっており、個別納付や個人的な手続き等は必要ありません。

■便利な口座振替を

各郵便局、銀行、農協、漁協等の金融機関で、介護保険料の口座振替ができます。手続きは簡単にできますので、ぜひご利用してください。

《必要なもの》

- ① 介護保険料納入通知書
- ② 通帳
- ③ 通帳使用印

【お問い合わせ先】

町民健康課
健康福祉グループ
(☎2-2453)

除排雪サービスについてご相談ください！

町では今年の冬も、下記の方を対象に軽度生活援助事業（除排雪サービス）を実施します。除排雪に困っている方はご相談ください。

【対象者】

一戸建てに居住し、約500メートル以内に除排雪を援助できる身内（子または子どもの配偶者）が居住していない世帯で、次のいずれかに該当し、自力で除排雪が困難と認められる方が対象になります。ただし、自営業で事業活動を行っている世帯を除きます。

- ・70歳以上の方だけで構成されている世帯
- ・身体障害者手帳1・2級の障害がある方だけで構成されている世帯
- ・70歳以上の方と身体障害者手帳1・2級の障害がある方で構成されている世帯

【サービスの内容】

●除雪

- ・おおむね10cm以上の降雪時に行います。
 - ・作業範囲は、玄関先から取り付け道路まで幅約2m以内。
- ※作業時間帯を指定することはできません。

●排雪

- ・排雪サービスは、生活道路の確保のために除雪が困難になった場合に行います。
- ・排雪作業に係る移動時間も作業時間に含まれます。

●利用者負担

- ・料金算定については、その月の作業時間の合計となります。（1時間未満は1時間とします。）
- ・1時間あたり 課税世帯 100円
非課税世帯 50円
生活保護世帯 免除

■お問い合わせ先■

町民健康課健康福祉グループ（☎2-2453）

住宅用火災警報器があなたの命を守ります！

煙感知タイプの住宅用火災警報器を 寝室や階段等に設置しましょう。

住宅火災が最も多く発生するのは深夜の就寝時間帯であり、死亡原因としては煙を吸い込むことで一酸化炭素中毒となり、逃げ遅れて死亡するものが最も多いと言われています。

その為、就寝中でも大きな警報音でいち早く火災を知らせてくれる住宅用火災警報器の設置が、全ての一般住宅へ義務付けられています。

住宅用火災警報器 Q&A

Q. どこに行けば買えますか？

A. 電気機器取扱店やホームセンター、家電量販店などでも購入できます。

Q. 住宅用火災警報器はどこに取り付けたいの？

A. 普段住んでいる方の寝室に設置しましょう。また、2階や3階にも寝室がある場合は、階段のおどり場にも取り付けましょう。

インターネットをお使いの方へ

長万部町役場ホームページで住宅用火災警報器について掲載していますので、そちらもご覧ください。
※インターネットで町役場ホームページを開く→「暮らし・手続き」→「消防本部」→「住宅用火災警報器」の順にクリックしてください。

お問い合わせ先 長万部町消防本部（予防担当）☎2-2049